



元文科統第 15 号
令和元年 7 月 25 日

日本ユネスコ国内委員会
会長 安西 祐一郎 殿

文部科学大臣
柴山 昌彦



2020-2021年のユネスコ活動に関する方針について（諮問）

ユネスコ活動に関する法律（昭和27年法律第207号）第6条第1項に基づき、下記事項について諮問します。

記

1. 2020-2021年のユネスコ活動に関する我が国の基本的方針について
2. 1. の方針を踏まえた、第40回ユネスコ総会（本年11月12日から11月27日までパリにおいて開催）における2020-2021年事業・予算案（40C/5）等に関する我が国の対応方針について



元受文科統第16号
令和元年7月25日

日本ユネスコ国内委員会
会長 安西 祐一郎 殿

文部科学大臣
柴山 昌彦



2020-2021年のユネスコ活動に関する方針について（通知）

標記のことについて、ユネスコ活動に関する法律（昭和27年法律第207号）第6条第1項及び第2項に基づき、別添のとおり、外務大臣から日本ユネスコ国内委員会に対し諮問がありましたので、よろしくお取り計らい願います。



報文協第 3916 号

令和元年 7 月 22 日

文部科学大臣 柴山 昌彦 殿

外務大臣 河野 太郎



2020-2021年のユネスコ活動に関する
方針の諮問について

本年11月12日から11月27日までパリにて開催される第40回ユネスコ総会に関し、別添のとおり、日本ユネスコ国内委員会に諮問することとしましたので、昭和27年法律 第207号「ユネスコ活動に関する法律」第6条第2項に従い、然るべくお取りはからい願います。

附属添付

令和元年7月22日

日本ユネスコ国内委員会
会長 安西 祐一郎 殿

外務大臣 河野 太郎

2020-2021年のユネスコ活動に関する方針について（諮問）

昭和27年法律第207号「ユネスコ活動に関する法律」第6条第1項に基づき下記のとおり諮問します。

記

1. 2020-2021年のユネスコ活動に関する我が国の基本の方針について
2. 1. の方針を踏まえた、第40回ユネスコ総会（本年11月12日から11月27日までパリにおいて開催）における2020-2021年事業・予算案（40C/5）等に関する我が国の対応方針について
3. 第40回ユネスコ総会における政府代表について

